

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則（昭和三十一年四月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項5及び6を削り、同項7を同項5とし、同項8を同項6とし、同項9中「執行機関、附属機関」を「議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局」に、「機関の」を「機関等の」に改め、同項9を同項7とし、同項10を同項8とし、同項11を削り、同項12中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改め、同項12を同項9とし、同項13中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同項13を同項10とし、同項14中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改め、同項14を同項11とし、同項15及び16を削り、同表の二の項1中「第十八号様式」を「第十五号様式」に改め、同表の三の項中「第十九号様式」を「第十六号様式」に改め、同表の四の項1及び2中「第二十号様式」を「第十七号様式」に改め、同項3中「裁定」を「決定」に、「第二十一号様式」を「第十八号様式」に改め、同項4中「第二十二号様式」を「第十九号様式」に改め、同項5中「基く」を「基づく」に、「第二十三号様式」を「第二十号様式」に改め、同表の五の項1中「第二十四号様式」を「第二十一号様式」に改める。

「第10号様式」
第十号様式中
を
「第10号様式」

提出の場合

に、「機関」を「機関等」に、「廃止又は」を「廃止、規約又は」

に、「したので」を「をしたので」に改める。

第十二号様式を削る。

第十三号様式中「(ナ)の」を「(ナ)の」に、「(名称変更)」を「(名称変更)」に改め、同様式を第十二号様式とし、第十四号様式を第十三号様式とする。

第十五号様式中「(ナ)の」を「(ナ)の」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第十六号様式及び第十七号様式を削り、第十八号様式を第十五号様式とし、第十九号様式を第十六号様式とし、第二十号様式を第十七号様式とする。

第二十一号様式中「裁定」を「決定」に改め、同様式を第十八号様式とし、第二十二号様式を第十九号様式とし、第二十三号様式を第二十号様式とし、第二十四号様式を第二十一号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。